

○経済産業省告示第二十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二十五号）の施行の日から施行する。

なお、平成二十八年経済産業省告示第百十五号（輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件）は平成二十九年二月二十一日限り、廃止する。

平成二十九年二月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次に掲げるものとする。

一 輸出貿易管理令別表第二の二第二号に定める貨物

関税法第百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸出統計品目表（以下「輸出統計品目表」という。）第〇三〇四・八七号の品名欄に掲げる品名のうち~~廿~~へひに該当するもの

二 輸出貿易管理令別表第二の二第十三号の二に定める貨物

輸出統計品目表第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・〇九項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項及び第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項まで、第五七類、第五八・〇五項から第五八・〇七項まで、第五八・〇九項、第五九・〇一項、第五九・〇三項、第五九・〇六項、第五九・〇七項、第六二類、第六三・〇一項から第六三・〇四項まで、第六三・〇七項、第六三・〇九項に該当するもの（アメリカ合衆国通貨五百ドルに相当する額を超えるものに限る。）

三 輸出貿易管理令別表第二の二第十三号の三に定める貨物

輸出統計品目表第六九一・一〇号の品名欄に掲げる品名のうち C に該当するもの（アメリカ合衆国通貨百ドルに相当する額を超えるものに限る。）

四 輸出貿易管理令別表第二の二第十四号に定める貨物

輸出統計品目表第七〇・一三項及び第七一・一七項に該当するもの

五 輸出貿易管理令別表第二の二第二十二号に定める貨物

輸出統計品目表第八五二八・七一号の品名欄に掲げる品名のうち C に該当するもの

